

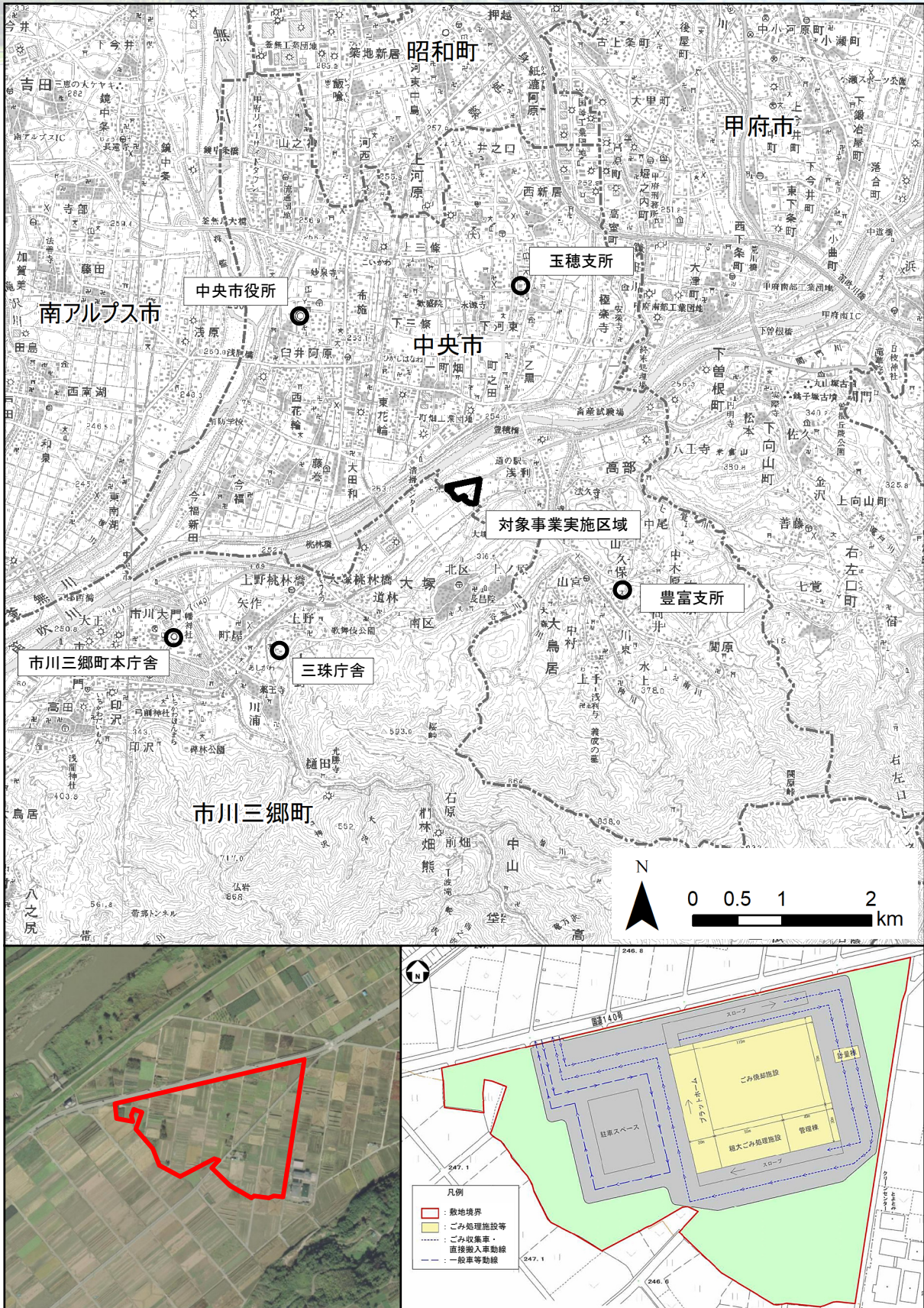
ごみ処理施設整備事業 環境影響評価方法書のあらまし

◆ 事業の概要

本事業は、山梨県西部地域において、広域処理による「ごみの排出抑制の推進」、「リサイクルの推進」、「ダイオキシン類の排出抑制の推進」、「公共コストの縮減」を実現するため、その中核となる新たな『ごみ処理施設』を整備することを目的としています。

項目	計画の概要
施設の所在地	山梨県中央市浅利 230 番 3 ほか
処理するごみの種類・処理能力	<ul style="list-style-type: none"> ●可燃ごみ 352 トン/日～361 トン/日（処理方式により異なる） ●不燃ごみ・粗大ごみ 20 トン/日 ●有害ごみ・危険ごみ（乾電池・蛍光灯など）※分別後、専門業者に処理を委託。
ごみの処理方式	<ul style="list-style-type: none"> ●可燃ごみ 焼却または熔融（焼却・ストーカ式、焼却・流動床式、熔融・流動床式、熔融・シャフト式の中から選択） ●不燃ごみ・粗大ごみ 破碎及び選別したのち資源化
ごみの搬入計画	<p>ごみは、「山梨西部広域環境組合」を構成する韮崎市、南アルプス市、北杜市、甲斐市、中央市、西八代郡市川三郷町、南巨摩郡早川町、身延町、南部町、富士川町及び中巨摩郡昭和町の 5 市 6 町から搬入します。</p> <p>ごみの搬入ルートには、国道 140 号、甲府中央右左口線（県道 29 号）、韮崎南アルプス中央線（県道 12 号）、甲府市川三郷線（県道 3 号）を主に使用します。</p>
給水計画	ごみ処理施設では、施設で生じた排水を再生して使用するほか、簡易水道・地下水を使用します。手洗い等の生活用水には簡易水道を利用します。
排水計画	ごみ処理施設から生じる排水は、施設内で再利用するため、施設外には排水しません。敷地内に降った雨水等は、排水側溝で集め、雨水調整池を經由して周辺の水路に放流します。
防災対策	<p>地震に対しては施設に十分な耐震性を持たせるほか、地震発生時の自動停止システムや、復旧運転に向けた発電機等を整備します。</p> <p>洪水に対しては、主要な設備が水没しないよう配置するほか、敷地からの雨水流出を抑制する十分な容量の雨水調整池を設置します。</p>
事業スケジュール	<ul style="list-style-type: none"> ●調査・設計 令和 3 年度～6 年度（2021 年度～2024 年度） ●造成・建設工事 令和 7 年度～12 年度（2025 年度～2030 年度） ●施設供用開始 令和 13 年度（2031 年度）

◆ 対象事業実施区域の位置と現況



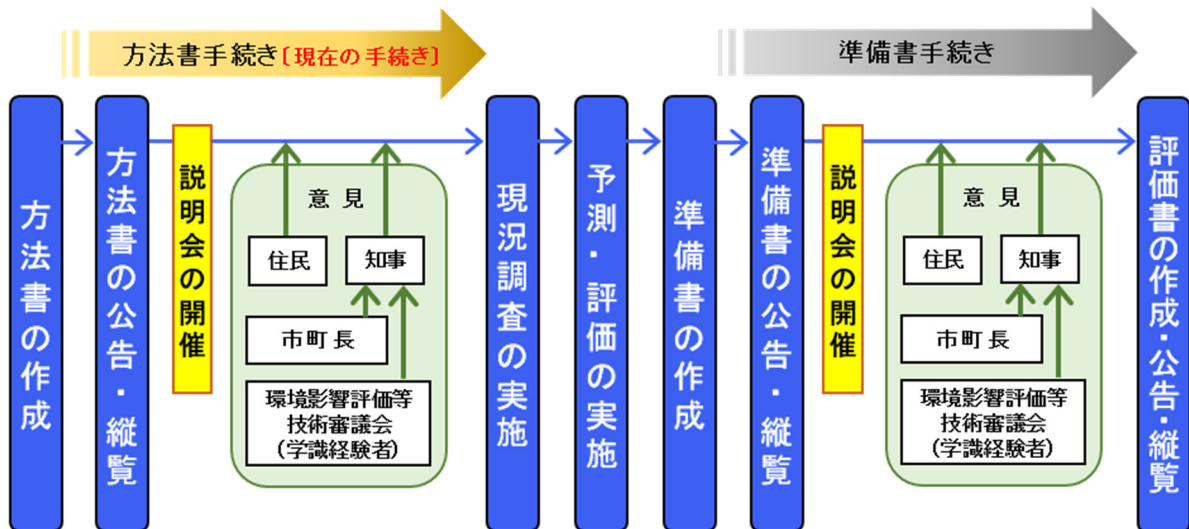
◆ 環境影響評価とは

環境影響評価（環境アセスメント）とは、事業を実施することによる環境影響を、事前に調査・予測・評価するものです。その内容は、公告・縦覧や住民説明会などにより一般に公開し、住民、行政（山梨県や関係市町）、事業者が環境保全の見地からの意見を出し合い、より良い環境保全対策を求める仕組みとなっています。

◆ 環境影響評価の手続き

ごみ処理施設整備事業の環境影響評価は、山梨県環境影響評価条例（以下、県条例という。）に基づいて実施されます。

県条例に基づく手続きとして、事業者が提出した環境影響評価の図書（方法書・準備書など）について、各分野の専門家（学識経験者など）で組織する環境影響評価等技術審議会が内容を審議します。また、住民説明会で内容をご説明し、意見書などにより住民の皆様の意見を集める機会が設けられています。



◆ 方法書とは

方法書とは、環境影響評価の方法を記載したものです。

具体的には、事業計画や地域の状況をもとに、どのような項目（例：大気質）について、どのような方法で調査するのか、また影響をどのように予測して評価するのか（例：法令上の基準など）をまとめたものです。

◆ 環境影響評価項目

環境影響評価を行う項目は、ごみ処理施設という本事業の特性や、既存資料調査から得られた対象事業実施区域周辺の自然的条件（気象・地形・生態系など）、社会的条件（土地利用など）をもとに選定しました。

環境影響評価を実施する項目は、以下のとおりです。

環境影響評価項目		環境影響要因			工事中		存在・供用時			
		造成等の施工による一時的な影響	建設機械の稼働	資機材の運搬車両の走行	施設の存在	施設の稼働	走行	廃棄物運搬車両の		
環境の自然的構成要素の良好な状態の保持のため調査、予測及び評価されるべき項目	大気汚染	二酸化硫黄 (SO ₂)						○		
		二酸化窒素 (NO ₂)			○	○		○	○	
		浮遊粒子状物質 (SPM)			○	○		○	○	
		塩化水素 (HCl)、ダイオキシン類、水銀						○		
		粉じん			○	○			○	
	悪臭	特定悪臭物質濃度、臭気指数 (臭気濃度)						○	□	
	騒音	騒音レベル			○	○		○	○	
	低周波音	低周波音圧レベル						○		
	振動	振動レベル			○	○		○	○	
	水質汚濁	水質	生物化学的酸素要求量 (BOD)						×	
			浮遊物質 (SS)		○	×				
			全りん (T-P)、全窒素 (T-N)						×	
	水象	水底の底質	その他必要な項目 (有害物質)			×				
			表流水						○	
	地下水								○	
地盤沈下								○		
土壌汚染	ダイオキシン類							○		
地形・地質	学術上等から注目される地形・地質						×			
日照障害								○		
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全のため調査、予測及び評価されるべき項目	植物・動物	陸上植物		○				○		
		陸上動物		○	△	△		○	△	
		水生生物		○				△		
	生態系	地域を特徴づける生態系		○				○		
人と自然との豊かな触れ合いの確保のため調査、予測及び評価されるべき項目	景観・風景						○			
	人と自然との触れ合い活動の場				×		○	×		
環境への負荷の量の低減のため調査、予測及び評価されるべき項目	廃棄物・発塵土		○					○		
	大気汚染物質・水質汚濁物質			□	□			○	□	
	温室効果ガス等							○		
一般環境中の放射性物質について調査、予測及び評価されるべき項目	放射線の量		×	×	×					
その他の項目	地域交通				◎			◎		

注1) 環境影響評価の項目は、火力発電所に係る参考項目（平成10年通産省令第54号 別表第2）をもとに選定した。グレーの色塗り部は、同省令に定める参考項目である。なお、火力発電所固有の項目で本事業に含まれない内容（石炭粉じんの発生、温排水の排出）に係る項目は除外した。

注2) 表中の記号は、以下を示す。

◎：環境影響評価を詳細に行う項目

○：環境影響評価を標準的に行う項目

△：環境影響評価を簡略化して行う項目

□：一般的な環境保全対策で対応する項目（調査・予測・評価を行わない）

×：環境影響評価を行わない項目

○(下線)：複数案について環境影響評価を行う項目

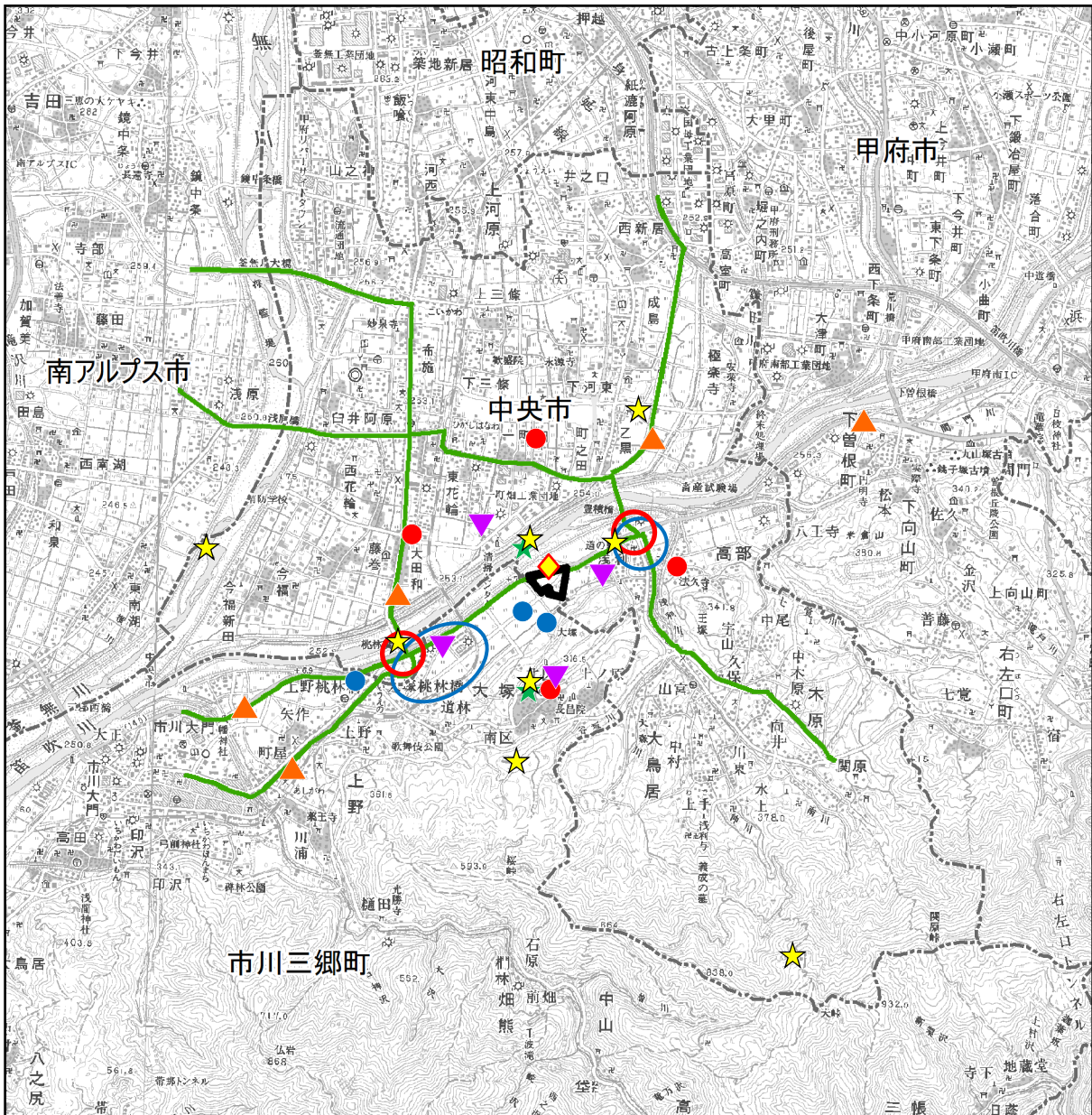
◆ 現地調査計画

現地調査の内容（項目・期間・地点等）は、以下のとおりです。

環境影響評価項目		調査項目	調査地点・範囲	調査期間・時期
大気汚染		【環境大気】 粉じん	対象事業実施区域内1地点	4季
		【環境大気】 二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、塩化水素、ダイオキシン類、水銀	対象事業実施区域内1地点及び周辺4地点	4季
		【沿道大気】 二酸化窒素、浮遊粒子状物質、粉じん	車両の走行ルート 沿道の5地点	4季
		地上気象の状況（気温、湿度、風向、風速、日射量、放射収支量）	対象事業実施区域内1地点	1年間
		上層気象の状況（風向、風速、気温、逆転層の発生状況）	対象事業実施区域内1地点	4季各7日間 1日あたり8回観測
		交通量	車両の走行ルート 沿道の5地点	平日の1日（24時間）
悪臭		特定悪臭物質濃度、臭気指数（臭気濃度）	対象事業実施区域内1地点及び周辺4地点	夏季の1回
騒音・振動・低周波音		【環境騒音・振動】 騒音レベル、振動レベル、低周波音圧レベル	対象事業実施区域 周辺の4地点	平日・休日の各1日 （24時間）
		【沿道騒音・振動】 騒音レベル、振動レベル、地盤卓越振動数	車両走行ルート 沿道の5地点	平日の6:00~22:00
水質汚濁	水質	【水質】 浮遊物質質量、流量	対象事業実施区域及びその周辺の河川及び沢の3地点	春季、夏季、秋季、冬季の各1回及び調査期間中の降雨時2回（計6回）
		【土質】 土壌沈降試験	対象事業実施区域内1地点	1回
水象	地下水位	地下水位	対象事業実施区域内1地点及び周辺3地点	対象事業実施区域内は、1年間の連続測定とする。 周辺4地点は月1回の12回観測とする。
土壌汚染		ダイオキシン類	対象事業実施区域内1地点及び周辺4地点	1回
日照障害		写真撮影	対象事業実施区域の北側敷地境界付近の1地点	冬至日に近い晴天日の1日（1回）
植物・動物	陸上植物 （植物相、植生）		対象事業実施区域及びその周辺200m	植物相 春季、初夏、夏季、秋季の各1回（計4回） 植生 夏季、秋季の各1回（計2回）
	陸上動物 （哺乳類、鳥類、猛禽類、両生類・爬虫類、昆虫類、陸産貝類）		対象事業実施区域及びその周辺200m（猛禽類は対象事業実施区域及びその周辺1km）	1年を通じた季節毎に、各動物相の把握に適切な時期
	水生生物 （水生植物、付着藻類、魚類、底生生物）		対象事業実施区域及びその周辺200m	1年を通じた季節毎に、水生生物の把握に適切な時期
生態系		地域を特徴づける生態系	植物・動物と同じ	植物・動物と同じ
景観・風景 （景観写真の撮影）			眺望点5地点、 日常的な視点場3地点	2季（展葉期及び落葉期） 波場公園と山之神社は このほか1季（桜の開花時）
人と自然との触れ合い活動の場 （活動の場の状況及び利用状況）			2地点	春季・秋季各1回（計2回）
地域交通 （交通量、交通渋滞の状況）			桃林橋南詰交差点及び 豊積橋南交差点	平日及び土曜日の各1日 （計2回）の6:00~19:00

◆ 現地調査地点

現地調査地点は、対象事業実施区域及びその周辺の環境条件、住居等の分布状況を踏まえ、以下の地点を予定しています。



【現地調査】



：対象事業実施区域

(実施する調査…環境大気、地上気象、上層気象、悪臭、土質、地下水位、土壌汚染)

—：施設供用時の主要な走行ルート

●：環境大気、悪臭、土壌汚染

◆：日照阻害

▲：沿道大気、沿道騒音・振動、交通量

★：景観

▼：環境騒音・振動・低周波音

★：人と自然との触れ合い活動の場

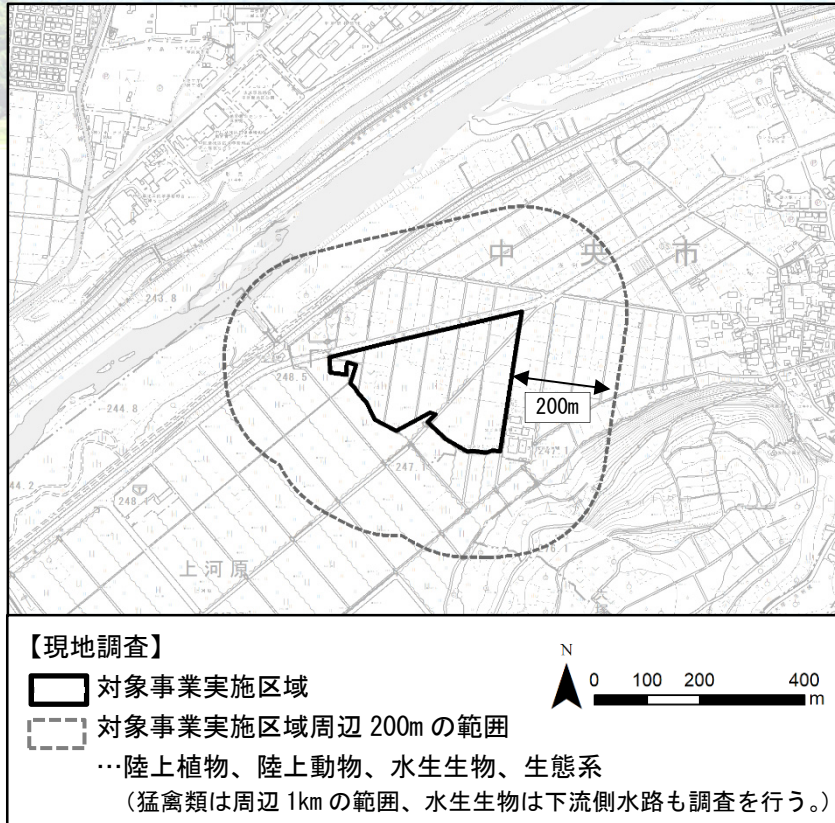
●：水質

○：地域交通

○：地下水位（調査エリア）



0 0.5 1 2 km



◆ 現地調査のイメージ

現地調査では、以下のような測定機器などを使用した調査を予定しています。



◆ 環境影響の予測評価

環境影響の予測は、技術指針に基づいた予測式（大気汚染物質の拡がりや騒音・振動の伝わりを予測する計算式）を用いて、可能な限り定量化（数値化）して示します（大気汚染物質の濃度や、騒音の大きさなど）。

また、数値化が困難な項目については、事例の引用や解析、その他の手法によって予測を行います。

評価は、「環境に関する基準値や目標値と比較して適切かどうか」、また、「実行可能な範囲で、できる限りの対策がとられているかどうか」を検討します。

◆ ご意見の提出について

ごみ処理施設整備事業 環境影響評価方法書について、環境保全の見地からご意見をお持ちの方は、令和3年12月14日(火)までに、意見書を以下の送付先までお送りください。

[送付先]

山梨西部広域環境組合事務局 総務課宛

〒409-3833 山梨県中央市藤巻 2303-2

TEL：055-244-5301

MEMO
